

令和6年第10回富山県教育委員会議事日程

9月30日（月）午後2時15分

県庁4階大会議室

1 会議録の承認について

令和6年8月21日開催の令和6年第9回富山県教育委員会会議録の承認について

2 議決事項

議案第20号 富山県指定天然記念物の指定解除の件

生涯学習・文化財室長から説明し、原案のとおり可決した。

3 報告事項

(1) 臨時代理について（令和6年9月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件）

教育企画課長から説明した。

(2) 県立高校及び特別支援学校（高等部）の生徒用1人1台端末の更新に係る保護者負担への移行について

教育企画課課長（ICT教育推進担当）から説明した。

(3) 令和7年度富山県公立学校教員任用候補者名簿登載状況について

教職員課長から説明した。

4 今後の教育委員会等の日程について

5 議決事項

議案第21号 令和6年度教育功労者等表彰の件

教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項により、議案第21号は非公開となりました。

議案 第 20 号

富山県指定天然記念物の指定解除の件

富山県文化財保護条例（昭和 38 年富山県条例第 11 号）第 6 条第 1 項の規定により次の富山県指定文化財の指定を解除するものとする。

令和 6 年 9 月 30 日 提 出

富山県教育委員会

教育長 廣島 伸一

種 別	名 称	所在地	所有者	備 考
天 然 記念物	馬瀬口の大サルス ベリ	富山県富山市馬瀬口 305（天満宮内）	天満宮	昭和 42 年 1 月 12 日指定

富山県指定文化財の指定解除について

指定区分	富山県指定記念物
種別	天然記念物
名称	馬瀬口の大サルスベリ
所在地	富山市馬瀬口 305（天満宮内）
所有者	天満宮
指定年月日	昭和 42 年 1 月 12 日
指定番号	第 128 号
解除理由	大サルスベリ本体が枯死し、県指定文化財としての価値を失ったものと認められる。（富山県文化財保護審議会柳委員 令和 6 年 2 月 8 日の現地調査による）

	
往時の姿	衰退した姿（令和 6 年 2 月 8 日撮影）
馬瀬口の大サルスベリ（富山市）	

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により報告します。

令和6年9月30日 提 出

富山県教育委員会

教 育 長 廣 島 伸 一

記

令和6年9月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見聴取のあった令和6年9月富山県議会定例会に付議する事案については、同意するものとする。

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により臨時代理する。

令和6年9月4日

富山県教育委員会

教 育 長 廣 島 伸 一

財 第 5 3 号
令和 6 年 9 月 2 日

富山県教育委員会
教育長 廣島 伸一 殿

富山県知事 新 田 八 朗



富山県議会に付議する事案に対する意見について

令和 6 年 9 月富山県議会定例会に付議する次の事案のうち、教育事務に関する部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 令和 6 年度富山県一般会計補正予算（第 4 号）
- 2 富山県知事等退職手当支給条例一部改正の件

令和6年度9月補正予算（案）総括表

1 一般会計

教育委員会

単位：千円

区 分		既定予算額	補正予算額	計	構 成 比	既定予算に対する伸び率 (事業費ベース)
教育総務費	事業費	3,695,242	33,000	3,728,242	5.0%	0.9%
	給与費	998,698	0	998,698		
	計	4,693,940	33,000	4,726,940		
小学校費	事業費	198,962	0	198,962	32.6%	0.0%
	給与費	30,472,775	0	30,472,775		
	計	30,671,737	0	30,671,737		
中学校費	事業費	188,111	0	188,111	19.6%	0.0%
	給与費	18,221,486	0	18,221,486		
	計	18,409,597	0	18,409,597		
高等学校費	事業費	8,111,129	129,531	8,240,660	29.8%	1.6%
	給与費	19,830,271	0	19,830,271		
	計	27,941,400	129,531	28,070,931		
特別支援学校費	事業費	1,442,865	59,569	1,502,434	11.0%	4.1%
	給与費	8,824,153	0	8,824,153		
	計	10,267,018	59,569	10,326,587		
社会教育費	事業費	623,697	33,139	656,836	1.3%	5.3%
	給与費	553,579	0	553,579		
	計	1,177,276	33,139	1,210,415		
保健体育費	事業費	491,416	0	491,416	0.7%	0.0%
	給与費	150,255	0	150,255		
	計	641,671	0	641,671		
合 計	事業費	14,751,422	255,239	15,006,661	100.0%	1.7%
	給与費	79,051,217	0	79,051,217		
	計	93,802,639	255,239	94,057,878		

2 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
教育費	教育総務費	県立学校教育振興計画推進費	33,000

令和6年度9月補正予算(案) 一覧表

1 一般会計

(単位:千円)

室課名	事業名	提案 見込額	財源内訳			備 考
			国支出金	その他	一般財源	
教育企 画課	学校運営費（全日制） 学校運営費（定時制） 学校運営費（特別支援）	22,100		寄 繰入 1,100 21,000		令和6年2月以降に受け入れた寄付金を活用した教育環境の整備充実
	学校修繕費（全日制） 学校修繕費（定時制） 学校修繕費（特別支援）	167,000		地 165,000	2,000	県立学校における防災機能強化のため、適正な避難路の確保、避難階段の整備及び非構造部材の耐震対策を実施
教育み らい室	県立学校教育振興計画推進費	33,000		地 29,000	4,000	全国募集を行う南砺平高校の生徒寮の環境整備
生涯学 習・文 化財室	青少年教育施設等管理費	3,164		地 3,000	164	一部使用不能となっている呉羽青少年自然の家宿泊棟女子トイレの改修工事
	文化財保存整備費	29,975			29,975	令和6年能登半島地震で被災した国宝瑞龍寺や国宝勝興寺などの国指定文化財の所有者等が行う災害復旧事業への支援
事業費計		255,239		219,100	36,139	

※注) 地: 地方債、寄: 寄付金、繰入: 基金繰入金

富山県知事等退職手当支給条例の一部を改正する条例案要綱

経営管理部人事課

(杉江主事 内線3265)

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	能登半島地震の復旧・復興や被災者支援に係る対応を優先するため、財政状況に応じて知事等の退職手当の支給時期を選択することができるよう、所要の改正を行うもの
2 条例案の内容	1 改正の内容 (1) 知事等の退職手当の支給時期について、任期ごとの支給のほか、最終の退職時に支給することも可能とするもの（第2条第2項関係） (2) 在職期間の計算方法を月単位から暦日とするもの（第4条関係） 2 施行期日 公布の日
3 他の条例等との関連	1 改正が必要な条例等及びその対応 特になし 2 その他関連について考察すべき条例等 特になし
4 審議、調整、予算化等の状況	改正に当たり必要な予算措置については、財政課と協議済み

議案第 号

富山県知事等退職手当支給条例一部改正の件

富山県知事等退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

令和6年9月 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県知事等退職手当支給条例の一部を改正する条例

富山県知事等退職手当支給条例（平成17年富山県条例第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「行う」の次に「ことができる」を加える。

第4条を次のように改める。

（在職期間の計算）

第4条 前条に規定する在職期間の計算は、知事等となった日から起算して暦に従って計算した月数による。この場合において、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

富山県知事等退職手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条 略 (退職手当の支給) 第2条 この条例の規定による退職手当は、知事等が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 2 前項の規定による退職手当の支給は、知事等の任期ごとに行う_____。 (退職手当の額) 第3条 知事等の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職期間を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) 略 (在職期間の計算) 第4条 前条に規定する在職期間の計算は、知事等となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、その月数が48月（教育委員会教育長にあっては、36月。以下この条において同じ。）を超える場合は、48月とする。 第5条、第6条 略	第1条 略 (退職手当の支給) 第2条 同左 2 前項の規定による退職手当の支給は、知事等の任期ごとに行う<u>ことができる</u>。 (退職手当の額) 第3条 同左 (1)～(3) 略 (在職期間の計算) 第4条 前条に規定する在職期間の計算は、知事等となった日から<u>起算して暦に従って計算した月数による。この場合において、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u> _____ 第5条、第6条 略	任期ごとの支給に加え、退職時に支給することも可能とするもの 在職期間の計算方法を月単位から暦日とするもの

県立高校及び特別支援学校（高等部）の生徒用1人1台端末の更新に係る保護者負担への移行について

国の GIGA スクール構想に伴い、県教育委員会では、令和3年8月までに学校設置者負担（公費整備）により県立高校及び特別支援学校（高等部）の生徒用1人1台端末を整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を整備してきたところです。

今後は、生徒自身が1人1台端末を文具と同等に扱い、自由な発想で活用しながら学んでいくことが必要と考えております。

以下の理由により、県立高校及び特別支援学校（高等部）の生徒用1人1台端末については、令和7年度入学生から保護者負担へ移行したい。

○保護者負担へ移行する理由

1 都道府県の公立高校の端末整備状況（学校設置者負担、保護者負担）

	学校設置者負担（公費整備）	保護者負担
R元～5年度	25府県（富山県含む）	22都道府県
R6年度	23府県（富山県含む）	24都道府県

※R6.8文科省公表 都道府県別 公立高校における端末の整備状況（令和6年度当初）

※R6年度に保護者負担への移行が2県（岩手、群馬）、R7年度に移行が1県（香川）

今後も保護者負担に移行する団体が増加していくものと見込まれる。

2 端末OSのサポート終了

端末OS（Windows10）のサポート終了が、令和7年10月

3 国の補助が終了

端末整備に係る文科省補助は、義務教育段階のみ。高校段階は補助がない状況。第1期整備（令和2～3年度）の際、内閣府の交付金（新型コロナ対応地方創生臨時交付金）を活用し整備（R4年度終了）。

これまで県の重要要望、全国知事会、全国都道府県教育長協議会を通じて、国（文科省）に対して、高校を含めた全ての学校での1人1台端末の更新費用への財政支援の拡充を要望してきたが、R7年度文科省概算要求に高校の端末更新に係る新たな財政支援の創設はない状況。現在のところ、他の国補助制度もない状況。

○端末購入に係る負担軽減策

端末購入に係る負担軽減策（支援策※）を検討中

※経済的事情により負担が困難な家庭を対象に検討

○今後の予定（保護者への説明）

- ・令和6年11月頃
各中学校で開催される高校説明会等で保護者負担となる旨の説明資料配布
- ・令和7年3月末
各県立高校で開催される入学者説明会で購入方法及び支援策の説明資料配布

○（参考）端末価格

Windows 端末：約 75,000 円／台程度、iPad 端末：約 84,000 円／台程度、
Chrome 端末：約 67,000 円／台程度

令和7年度 富山県公立学校教員任用候補者名簿登載状況について

このことについて、次のとおり報告します。

1 登載者数 () : 昨年度

項目 種目	志願者数 ※1	1 次 受 検 者 数 ※1	1 次 合 格 者 数 ※1	2 次 受 検 者 数	登 載 者 数			補 欠 者 数 ※2
					総 数	内 訳 A B		
小学校	360 ＜233＞	351 ＜225＞	283 ＜221＞	214	170	170	0	36
	(330) ＜240＞	(313) ＜226＞	(275) ＜219＞	(213)	(155)	(113)	(42)	(18)
中学校 高等学校	408 ＜338＞	375 ＜308＞	238 ＜210＞	200	138	138	0	16
	(398)	(350)	(201)	(185)	(112)	(89)	(23)	(6)
特別支援 学校A	39 ＜31＞	34 ＜27＞	24 ＜21＞	21	21	21	0	0
	(33)	(26)	(24)	(21)	(20)	(12)	(8)	(0)
特別支援 学校B	15 ＜15＞	12 ＜12＞	6 ＜6＞	6	5	5	0	1
	(14)	(13)	(8)	(7)	(3)	(2)	(1)	(0)
養護教諭	49 ＜45＞	47 ＜44＞	17 ＜17＞	17	1	1	0	2
	(58)	(52)	(19)	(18)	(7)	(6)	(1)	(3)
栄養教諭	17 ＜16＞	15 ＜14＞	7 ＜7＞	7	2	2	0	0
	(15)	(14)	(8)	(8)	(3)	(3)	(0)	(2)
合計	888 ＜678＞	834 ＜630＞	575 ＜482＞	465	337	337	0	55
	(848) ＜758＞	(768) ＜681＞	(535) ＜479＞	(452)	(300)	(225)	(75)	(29)

※1 < > は大学3年次の人数を除いた数
※2 補欠者とは、9月24日現在、名簿に登載されていない者で、採用内定者の辞退等により
欠員が生じた場合に順次名簿に追加登載される者をいいます。

うち特別選考 () : 昨年度

項目 区分	志 願 者 数	1 次 受 検 者 数	1 次 合 格 者 数	2 次 受 検 者 数	登載者数		
					総数	内訳	
						A	B
社会人経験A	18	16	15	15	5	5	0
	(24)	(19)	(12)	(12)	(5)	(5)	(0)
社会人経験B	4	3	3	3	2	2	0
	(2)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)
教職経験	28	28	28	25	21	21	0
	(29)	(29)	(29)	(26)	(21)	(20)	(1)
特定資格	4	4	3	3	2	2	0
	(8)	(7)	(5)	(5)	(4)	(4)	(0)
国際貢献	1	1	1	1	1	1	0
	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(0)
スポーツ実績	8	8	7	7	4	4	0
	(7)	(7)	(4)	(4)	(3)	(3)	(0)
障害者	4	2	1	1	0	0	0
	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
大学推薦	34	34	34	34	33	33	0
	(42)	(42)	(42)	(42)	(40)	(37)	(3)
合計	101	96	92	89	68	68	0
	(115)	(108)	(95)	(92)	(75)	(71)	(4)

参考資料
< 登載者数の推移 >

年度 項目	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
受 検 者 数	1,031	1,043	1,006	888	782	777	717	701	681	630
登 載 者 数	312	309	300	305	325	343	335	338	300	337
倍 率	3.3	3.4	3.4	2.9	2.4	2.3	2.1	2.1	2.3	1.9

※ R6年度からは大学3年次の人数を除いた数

参 考

今後の教育委員会等の日程について

- 令和6年10月18日(金) 13:30 予定
教育委員会 (県庁本館4階 大会議室)